

旧小千谷総合病院跡地整備事業 実施方針に対する質問回答

No	頁	項目			項目・参考資料名等	質問内容	回答
1	2	1	1.1	(4)	① ク 民間収益施設	事業の目的の合致した民間収益施設(その他自由提案施設)は、すべて公の施設となるとの理解でよろしいですか。	事業者が自主的に実施する民間事業において整備する施設については、公の施設とすることは想定しておりません。
2	2	1	1.1	(4)	① ク 民間収益施設	事業の目的に合致した民間収益施設(その他自由提案施設)を、別棟で整備することは可能でしょうか。 またその場合施設規模に制約はありますでしょうか。	公共施設の整備等に支障のない範囲で提案することは可能です。土地利用条件等は募集要項等公表時に示します。
3	3	1	1.1	(4)	③ 事業期間	供用開始日が「2023年3月(予定)」とありますが、開館準備期間は「2023年3月末日」までとなっています。開館準備業務には最短でも3カ月を要しますので、供用開始日については、「2023年4月」としていただくのが妥当と考えますがいかがでしょうか。	供用開始日は2023年4月を予定しております。
4	4	1	1.1	(6)	② 実施要綱	国庫交付金の種類をお教えてください。また、国庫交付金申請等に必要な各種申請資料の作成は具体的にどのような内容になりますでしょうか。	交付金として、社会資本整備総合交付金(都市再構築戦略事業)の交付を想定しています。 また、申請に必要な資料として、現時点では事業認定申請の施設図面等を想定していますが、その他にも必要な資料の作成を求める可能性があります。
5	5	1	1.1	(7)	① サービスの対価	「施設整備に係る業務及び開館準備業務の対価に関しては、年度毎の出来高払い」とありますが、割賦払い相当分は一切なく、その全額が年度毎の出来高払いであるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	5	1	1.1	(7)	① サービスの対価	「施設整備に係る業務に関しては、国の交付金等の活用を予定している」とありますが、「年度毎の出来高払い」が、国の交付金等の受領時期等により遅延したり減額されたりすることはない、との理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解の通りです。詳細は事業契約で定めます。
7	5	1	1.1	(7)	① サービスの対価	「開館準備業務の対価に関しては、年度毎の出来高払いを払う」とありますが、事業契約締結日から開館準備業務が終了する2023年3月末までの間、毎年度毎に出来高を事業者が請求する、という理解でよろしいでしょうか。開館準備業務の対価の支払いの具体的なスキームをお示してください。	年度毎の出来高に応じて支払う予定です。対価の具体的な支払い方法については、募集要項等公表時に示します。
8	5	1	1.1	(7)	① サービスの対価	「統括マネジメント業務」に係るサービスの対価の支払い方法をお示してください。	統括マネジメント業務に係るサービスの対価は、マネジメントの対象となる業務の支払い期間に合わせて支払うことを想定しています。対価の具体的な支払い方法については、募集要項等公表時に示します。

No	頁	項目		項目・参考資料名等	質問内容	回答	
9	5			(7) ① サービス対価	施設整備費、開館準備費は年度末支払い、維持管理運営は四半期ことの支払いとありますが、前者は3月末、後者は6月末、9月末、12月末、3月末のの支払いという理解で宜しいですか。	施設整備費、開館準備費については、年度末に出来高を確認後、会計閉鎖期までに支払う想定です。維持管理運営費用についてはご理解のとおりです。詳細は募集要項等公表時に示します。	
10	5			(7) ① サービス対価	施設整備費、開業準備費について、年度毎の出来高払いとございますが、整備完了年度に全額お支払い頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	完了年度の会計閉鎖期までに支払う想定です。詳細は募集要項等公表時に示します。	
11	5	1	1.1	(7) ② 公共施設の利用料金等	維持管理・運営業務のサービス対価は、同業務に係る費用から公共施設の利用料収入を差し引いた金額との理解でよろしいでしょうか。	事業者はサービス対価及び利用料収入等を事業に必要な費用に充てる形となります。	
12	5	1	1.1	(7) ② 公共施設の利用料金等	「条例に定める額を上限」とありますが、具体的な額をご教示いただけますでしょうか。または条例をご教示いただけませんか。	利用料金については、当市が運営する他の公共施設等における諸室の利用料(減免措置を含む)との整合を図る必要があることから、提案内容をもとに当市と協議の上、当該施設の設置条例において定めるものとご理解ください。	
13	5			(7) ② 公共施設の利用料金	条例に定める額を上限とありますが、それぞれの施設利用料をお示し下さい。	No.12の回答をご参照ください。	
14	5	1	1.1	(8) 事業期間終了後の措置	民間収益施設を整備した場合、建物と分離不可分の設備・備品は撤去しなくてもよいと考えてもよろしいでしょうか。	施設・備品等の内容等を踏まえて、協議によることとします。	
15	5	1	1.1	(8) 事業期間終了時の措置	民間収益事業のための設置した設備・備品等について、市と事業者の双方が合意した場合には、双方合意の条件の下、その全部または一部を撤去せず事業者から市に譲渡することも可と理解してよろしいでしょうか。	No.14の回答をご参照ください。	
16	5			(8) 事業期間終了時の措置	事業期間終了時、事業者は事業契約に示す良好な状態で貴市へ施設を明け渡すとございます。「事業契約に示す良好な状態」とは、どのような状態を言うのか、ご教示頂けないでしょうか。	要求水準書(案)第4章2(5)の記載等を踏まえ、募集要項等公表時に示す予定です。	
17	7	2	2.1		募集及び選定方法	事業者の選定方法は公募型プロポーザル方式とありますが、予定価格は公表されるのでしょうか。	上限価格等について募集要項等公表時に示す予定です。
18	7	2	2.1		募集及び選定方法	予定価格が公表されることを前提として、ご質問いたします。提案価格が予定価格を超過した場合の対応についてお示しください。(例:即失格、価格点による数値評価等)	提案価格が上限価格等を超過した場合は失格となります。

No	頁	項目			項目・参考資料名等	質問内容	回答
19	9	2	2.3	(1)	応募者の構成等	第5段落の冒頭に、「構成企業」との記載がありますが、定義付けがなされていないようです。これは、「構成員」と同義との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
20	9		2.3	(1)	応募者の構成	施設整備期間中はA社、維持管理運営期間はB社というふうに、代表企業を変更することは可能でしょうか。	事前に市の許可を得た場合を除き、代表企業の変更・SPCの株式保有割合の変更は認めません。
21	9	2	2.3	(2)	応募者の構成等	①から⑤の各業務を行う企業に該当しない企業(統括マネジメント業務、SPCの事務受託等)が構成員又は協力企業として参画することは可能でしょうか。また業務を行う者の参加資格要件は特段定めないと理解で宜しいでしょうか。	前段については可能です。後段については、①～⑤以外の条件については満たすことが必要となります。参加資格要件の詳細は募集要項等公表時に示します。
22	9			(2) ①	設計業務を行うもの	本市の平成30、31年度の入札参加資格名簿に登録とありますが、現在ない場合、今から申請し登録を受けることが出来ますでしょうか。	申請可能です。詳細は市のホームページ等をご参照ください。
23	9			(2) ①	設計業務を行うもの	設計業務を行うものの保有実績について、参加意向表明時点で設計が完了していれば施工中物件も実績としてカウント出来ますでしょうか。	施工中の物件は実績として認めません。
24	10			(2) ③	工事監理を行うもの	本市の平成30、31年度の入札参加資格名簿に登録とありますが、現在ない場合、今から申請し登録を受けることが出来ますでしょうか。	No.22の回答をご参照ください。
25	10	2	2.3	(2) ④	維持管理業務を行う者	維持管理の実績の証明書類として指定管理にて建物全体の運営及び維持管理が含まれている契約書類でも可能との理解でよろしいでしょうか。	可能です。
26	10	2	2.3	(2) ⑤	運営業務を行う者	延べ面積1,500㎡の証明は、施設紹介のパンフレット等にて証明できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	10	2	2.3	(2) ⑤	運営業務を行う者	運営受託経験とは、本件同様に指定管理者としての運営受託との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	12	2	2.3	(6) ①	参加資格要件の喪失	参加資格確認後の資格喪失除外要件として、「確認基準日から応募及び提案に係る書類の提出の前日までに参加資格を喪失した場合」とありますが、例えば、小千谷市から入札参加資格停止の措置を受け、確認基準日と提出の前日の間に参加資格を一旦喪失しても、解除されていれば引き続き有効とするという理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解の通りです。募集要項で表現等を改めます。

No	頁	項目			項目・参考資料名等	質問内容	回答
29	12			(6) ①	参加資格要件の喪失	参加資格要件の確認後、優先交渉権者決定日までの間に参加資格要件を満たさなくなっても以下の場合において記載の要件を満たした場合は引き続き有効とする、とございます。以下の要件①～③はそれぞれ個別の事象と受け取れますが、①について、どの様に理解すればよいかご教示頂けないでしょうか。	No.28の回答をご参照ください。
30	13	2.5	(1)		提案等の審査	提案者が1グループとなった場合でも入札は実行されますでしょうか。	提案者が1グループとなった場合でも、公募プロポーザルによる事業者選定手続きを執行します。
31	13	2	2.5	(3)	優先交渉権者の決定	本事業の評価は、価格以外の要素を数値化した加点と、価格点で行なうものと思料します。評価方法として加算方式と除算方式のどちらを用いるのかご教示いただけませんかでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
32	14	3	3.3	(3) -	実施要綱	モニタリングの方法として「本市が提示した方法に従って」とありますが、提示される方法についての詳細をお教えてください。	募集要項等公表時に示します。
33	15	4	4.1	-	実施要綱	敷地平面図において、取得予定地として赤色で記されておりますが、取得される期日並びに、当該エリアの測量図が受領できる時期をお教えてください。	2020年度末までの取得を予定しています。また、測量図を作成する予定はありません。
34	15	4	4.1		立地条件	・記載の事業対象地面積9,702.03㎡に加え、隣地等を活用し、事業対象地面積を拡張することは可能でしょうか。 ・拡張が可能な場合、拡張についての制限等(貴市の買入・等価交換)はありますか。 ・拡張部分にて、その他自由提案施設の建設・整備等を本事業の一部とすることは可能でしょうか。	・事業予定地としては、実施方針において記載した敷地を想定しております。民間収益事業については、幅広い提案をいただくことを期待しており、具体的な条件については、募集要項公表時に示します。
35	16	4	4.2		施設要件	(仮称)郷土資料館の導入機能の欄に「博物館相当施設」とありますが、想定される仕様等の詳細についてご教示いただけませんかでしょうか。	博物館相当施設として認定を受けられるようにするとともに、要求水準書に示す水準を満たすものとします。
36	16	4	4.2		施設要件	屋内広場は大型遊具付き広場とありますが、大型遊具とはどのくらいの規模を想定されておりますでしょうか。具体的なイメージがあればご教示いただけませんかでしょうか。	大型遊具に関する考え方については、募集要項等公表時に示します。
37	20	8			その他特定事業の実施に関し必要な事項	本事業の予定価格を入札前に公表する予定はございますでしょうか。	No.17の回答をご参照ください。

No	頁	項目	項目・参考資料名等	質問内容	回答
38	別紙 1			公的支援制度の獲得リスク 事業者が獲得すべき公的支援制度とは具体的にどのようなものを想定しておりますのでしょうか。	市が自ら獲得するもの以外に、事業者が獲得しようとする公的支援制度全般を言います。
39	別紙 1			工事費用増大リスク (改修工事を含む) 工事費用増大リスクについて、スライド条項の考え方をお示しいただきたく存じます。	リスク分担については、募集要項等の公表時に事業契約書(案)等の形で示します。
40	別紙 1	2		税制度リスク 「事業者の利益に係る税制度の新設・変更等」とは、具体的にどのような内容が想定されますでしょうか。	例として法人税率の変更等が想定されますが、これに限りません。
41	別紙 1	3		税制度リスク 消費税の税率改定による施設整備業務費および維持管理・運営業務費の増加は市にご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結前の税率改定への対応については、募集要項公表時に示します。締結後の対応については、事業契約に従うこととなります。
42	別紙 1	4		法制度リスク 「法制度リスク」欄に「本事業に直接関わる法制度」とありますが、直接関わる法制度につきまして、具体的にお示しいただけますでしょうか。要求水準書(案)に記載(P.9～P.11)の法令につきましては、「本事業に直接関わる法制度」との理解でよろしいでしょうか。	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等」は、本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法制度の新設・変更等を意味します。たとえば図書館法、博物館法などの変更で本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的としたもの等が考えられますが、基本的には変更・新設される法制度及びその内容等により個別具体的に判断されます。
43	別紙 1	18		第三者賠償リスク 第三者賠償リスクのうち、事業当事者以外の第三者等の事由による第三者への賠償について、事業者が従分担保たっています。具体的にどのような事案を想定されているか、ご教示頂けないでしょうか。	第三者等の事由によるリスクの取り扱いについては、ご質問を踏まえ、事業契約書(案)等に反映させます。
44	別紙 1	22		物価変動リスク 物価変動リスクについて、提案時点の価格を基準に、具体的にどの程度変動した場合、変更協議を頂けるのか、ご教示頂けないでしょうか。	物価変動に関する考え方については、募集要項等の公表時に事業契約書(案)等の形で示します。
45	別紙 1	22		物価変動リスク 物価変動リスクのうち、運営開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増加について、事業者が従分担保たっています。どの様な場合に事業者が負担しなければならないのか、ご教示頂けないでしょうか。	No.44の回答をご参照ください。

No	頁	項目	項目・参考資料名等	質問内容	回答
46	別紙 1	23		物価変動リスク 維持管理・運営期間中の物価変動リスクについて、「急激な物価変動」とございますが、「急激」とは具体的にどのような場合を指すのか、ご教示頂けないでしょうか。 また、事業者が従負担となっています。具体的にどのような場合に事業者が負担しなければならないのか、ご教示頂けないでしょうか。	No.44の回答をご参照ください。
47	別紙 1			物価変動リスク 事業者側に▲が付いていますが、具体的なリスク分担の範囲をお示ください。	No.44の回答をご参照ください。
48	別紙 1			インフラ供給リスク インフラ供給リスクはどのようなものを指しますでしょうか。また、事業者の事由によるものとしてどのようなものが想定されますでしょうか。	事業実施に必要なインフラ(電気、上下水道、通信等)の供給に関するリスクを想定しています。事業者が整備、管理、運営等の業務を実施する際にこれらのインフラの供給に影響を与えた場合等が想定されます。
49	別紙 1	27		不可抗力リスク 不可抗力リスクについて、事業者が従負担となっています。具体的にどのような場合に事業者が負担しなければならないのか、ご教示頂けないでしょうか。	不可抗力による損害については、基本的に市が負いますが、一部を事業者負担とすることを想定しています。詳細は募集要項等の公表時に事業契約書(案)等の形で示します。
50	別紙 1	27		不可抗力リスク 事業者側に▲が付いていますが、具体的なリスク分担の範囲をお示ください。	No.49の回答をご参照ください。
51	別紙 1	39		土地の瑕疵 開示された資料(既存建物に関するデータなど)から想定出来ない地中障害物が発生した場合、または地盤強度に起因する構造工法変更による工事価格の増額分は市にご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	基本的には、開示資料から読み取れない対象地の条件に起因する増加コストは市の負担とすることを想定しています。
52	別紙 1	40		工事費用増大リスク (改修工事を含む) 建材費や人件費等の物価上昇による改訂方法は、応募可否を判断する重要な要素となりますので、具体的にお示しいただけませんか。	工事費用増大リスクに関する取り扱いの詳細については、募集要項等の公表時に事業契約書(案)等の形で示します。
53	別紙 1	40		工事費用増大リスク (改修工事を含む) 設計・建設段階における工事費用増大リスクのうち、建材費や人件費等の上昇について、事業者が従負担となっています。具体的にどのような場合に事業者が負担しなければならないのか、ご教示頂けないでしょうか。 また、本項目があることは、共通No22の物価変動リスクには、施設整備に係る建材費の上昇や労務賃等の人件費は含まれないということでしょうか。	No.52の回答をご参照ください。

No	頁	項目	項目・参考資料名等	質問内容	回答
54	別紙1 49			一般的損害リスク 一般的損害リスクについて、事業者に帰責性がないものについては貴市にてご負担いただきたく存じます。	基本的にはリスク分担表に示す通りとします。詳細は募集要項等の公表時に事業契約書(案)等の形で示します。
55	別紙1 50			譲渡手続きリスク 施設譲渡の手続きに伴う諸費用に増加が生じた場合は貴市にてご負担いただきたく存じます。	事由により協議する可能性があります。
56	別紙1 51			維持管理・運営費用上昇リスク 図書館及び郷土資料館への資料の寄贈、寄託について、市からの要請により受け入れるものの管理については、本リスクに該当すると考えてよろしいでしょうか。	本項目は市の指示による要求水準の変更等を想定したものであり、資料の管理等については事業者が実施すべき業務に含まれます。
57	別紙1 52			維持管理・運営費用上昇リスク 「上記以外の要因による維持管理・運営費の増大(物価変動は除く)」とありますが、物価変動に対する具体的なリスク分担をお示ください。	募集要項等公表時に示します。
58	別紙1 57			施設損害リスク 施設損害リスクのうち、事業当事者以外の第三者等の事由による損害について、事業者が従分担となっています。具体的にどのような事案を想定されているか、ご教示頂けないでしょうか。	No.43の回答をご参照ください。
59	別紙1 57			施設損害リスク 「上記以外の第三者等の事由による施設の損害」について、事業者側に▲が付いていますが、具体的なリスク分担の範囲をお示ください。	No.43の回答をご参照ください。
60	別紙1			施設損害リスク 施設損害リスクについて、第三者等の事由による施設の損害は事業者の責ではないため、貴市にてご負担いただきたく存じます。	No.43の回答をご参照ください。
61	別紙1 63			利用者増加リスク 自由提案施設以外の利用者が想定以上に増加した場合には、サービス購入費の改訂を検討いただけませんか。	リスク分担表に示す通りとします。

旧小千谷総合病院跡地整備事業 要求水準書(案)に対する質問回答

No	頁	章	1	(1)	①	ア	項目・添付資料名等	質問内容	回答
1	2			(2)			図書館及び郷土資料館	計画にあたり、参考にした図書館、郷土資料館はありますか。	様々な図書館を参考にしています。
2	2			(2)			図書館及び郷土資料館	市における本図書館の位置づけは、基幹の図書館なのでしょうか。一地区の図書館なのでしょうか。	基幹図書館です。
3	3	1	2	(4)	②		多様な機能の融合・相乗効果の発揮	「これまでの公共施設の枠にとらわれない柔軟な施設」とございますが、「これまでの公共施設の枠」とは、どの様にお考えか、ご教示頂けないでしょうか。	当該記述は、機能毎の柔軟な連携について述べたものです。様々な市民活動を誘発するとともに、交流・賑わいを創出すること、市民と一緒に育っていく施設とすること等を実現するためには、各導入機能の枠にとらわれず、フレキシブルな空間・機能・サービスの提供をはじめとした、各機能の融合・連携が必要になると考えております。
4	4	1	2	(4)	③		まちづくりの拠点	「設計段階から運営に関するワークショップ開催するなど市民参加を促し、そのアイデアを施設整備や運営に反映させていく」とありますが、アイデアの内容によって提案からコストアップとなった場合、そのリスクは市の負担という理解でよろしいでしょうか。	増加費用を要する事項については、必要に応じて協議します。
5	4	1	2	(4)	③		まちづくりの拠点	前記質問1の懸念を踏まえ、事業者はプロポーザルを経て選定・契約されていること、コストについては上限があることを、ワークショップの前に市から市民に対し十分に説明していただき、かつワークショップの場でも市民への説明に市から十分な対応をしていただける、と理解してよろしいでしょうか。	市として必要な協力を行うことを想定しています。
6	5	1	3	(2)			旧小千谷総合病院の解体撤去	本事業敷地内の既設建物は市が「2019年度から約2年にわたり解体撤去工事を行い」とあります。本事業の設計・建設期間は2022年12月末日とされておりますので、建設期間の検討のため、解体撤去工事の具体的なスケジュールをご教示いただけませんか。	スケジュールに関しては、募集要項等公表時に示します。
7	5			(2)			敷地の状況	土壌汚染対策はどのように考えれば良いでしょうか。無いものとして計画して良いのでしょうか。	土壌汚染調査結果について、募集要項公表時に示します。リスク分担については、募集要項等の公表時に事業契約書(案)等の形で示します。
8	5			(3)			地盤状況	解体撤去工事を行う点に留意することとありますが、解体工事の範囲、残置物、配置などをお示し願います。	関連資料に関しては、募集要項等公表時に示します。

No	頁	章	1	(1)	①	ア	項目・添付資料名等	質問内容	回答
9	6	1	4	1			開館準備と所有権設定	引渡し前に開業準備を行うことで原始取得者の扱いがかわり、不動産取得税課税対象となるリスクはありませんでしょうか。	原始取得者は市となる形での運用を想定しております。
10	7	1	4	2	①		デジタル資料作成	デジタル化資料のボリューム感をご教示いただけますでしょうか。	募集要項公表時に示します。
11	8	1	4	(3)			事業スケジュール	「維持管理期間」は、本施設引渡し日の翌日(2023年1月1日)から事業期間終了日(2038年3月31日)までとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。維持管理業務の本格的な実施は本施設の供用開始日以降になりますが、引渡日以降、必要な準備等を含めた業務を実施していただくこととなります。
12	8	1	4	(3)			事業スケジュール	「供用開始日」は、2023年4月1日との理解でよろしいでしょうか。	供用開始日は2023年4月を予定しております。
13	8	1	4	(3)			事業スケジュール	「運営期間」は、「供用開始日」(2023年4月1日)から事業期間終了日(2038年3月31日)までとの理解でよろしいでしょうか。	供用開始日から事業期間終了日であることについてはご理解のとおりです。
14	8	1	4	(4)	①	ア	サービス対価	施設整備業務のサービス対価は各年度毎に出来高払いをされるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	8	1	4	(4)	①	ア	サービス対価	維持管理・運営業務のうち、修繕・更新(補充)のサービス対価については、各回均等に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。また修繕・更新費の対価に上限を設け、上回る金額は別途支払われるというお考えはありますか。	前段については、四半期毎の支払いとなります。後段については、所定のサービス対価以外の支払いの予定はありません。
16	8	1	4	(4)	①	イ	公共施設の利用料金	企画展示スペースやスタジオ等の公共施設の利用料について、条例に定める額を上限とするとございます。上限額をご教示頂けないでしょうか。	利用料金については、本市が運営する他の公共施設等における諸室の利用料(減免措置を含む)との整合を図る必要があることから、提案内容をもとに本市と協議の上、当該施設の設置条例において定めるものとご理解ください。
17	8	1	4	(4)	①	イ	公共施設の利用料金	企画展示スペース、スタジオ、多目的室および屋外広場の利用料は、入札時は事業者が想定利用者数などをもとに提案するとの理解でよろしいでしょうか。また、参考となる類似施設利用者数の資料がありましたらご教示いただけませんか。	利用料金の考え方についてはNo.16の回答をご参照ください。提案にあたっての基本的な考え方については募集要項等公表時に示します。

No	頁	章	1	(1)	①	ア	項目・添付資料名等	質問内容	回答
18	8	1	4	(4)	①	イ	公共施設の利用料金	大型遊具付き広場についても、利用料金を徴収してよいという理解でよろしいでしょうか。	大型遊具付の屋内広場に関しては、自由に遊べる場の提供を目的としていることから、通常時の利用料金徴収は認めません。一方、民間活力活用の観点から、収入確保に向けた取組に関しては、範囲、内容等を含めて、積極的な提案を期待します。
19	9	1	4	(4)	②	ア	本施設の維持管理・運営に係る費用	「事業者が行う維持管理・運営業務に必要な費用は、サービスの対価、公共施設の利用料金及び民間収益施設の売上から負担すること」とありますが、運営業務に必要な費用を民間収益施設の売上から負担してよい、という理解でよろしいでしょうか。	事業者はサービス対価及び利用料収入等を事業に必要な費用に充てる形となります。
20	9	1	4	(4)	②	イ	施設使用料	施設使用料を具体的にお示しいただけませんか。	利用料金の考え方についてはNo.16の回答をご参照ください。提案にあたっての基本的な考え方については募集要項等公表時に示します。
21	9	1	4	(4)	②	イ	施設使用料等	事業者が貴市へ支払う施設使用料について、月額㎡単価をご教示頂けないでしょうか。	利用料金の考え方についてはNo.16の回答をご参照ください。提案にあたっての基本的な考え方については募集要項等公表時に示します。
22	9	1	4	(4)	②	イ	施設利用料等	自主運営事業目的施設や自動販売機等を設置した場合の行政財産使用料について、具体的な単価をお示しいただけませんでしょうか。また、施設使用料の面積算定の具体的な算定方法につきまして、ご教示いただけませんか。	基本的な考え方については募集要項等公表時に示します。
23	10	1	5				条例等	【条例等】に記載の条例につきまして、市のホームページ等で確認できない資料がございましたら、公表頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	新潟県及び市のホームページにおいて全て公表済みです。
24	12	2	1	1			開業準備業務	開業準備期間は維持管理・運営期間における業務として統括マネジメントすべきではないでしょうか。	現状の記載のとおりとします。
25	12	2	1	(1)			業務の対象範囲	「①設計・建設・開業準備期間における統括マネジメント業務」とありますが、ここでいう「開業準備」とは、本要求水準にある「開館準備業務」と同じである、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	章	1	(1)	①	ア	項目・添付資料名等	質問内容	回答
26	12	2	1	(2)			業務期間	統括マネジメント業務①②は、施設引渡日～供用開始日までの期間が重なることになると思います。施設引渡日以後の統括マネジメント業務は②に集約するのが合理的と考えますが、いかがでしょうか。	現状の記載のとおりとします。
27	12	2	2	(2)			統括マネジメント業務	統括マネジメント業務の全体を把握し、調整を行なう統括管理責任者は他の業務責任者と兼任は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	12	2	2	(2)			統括マネジメント業務	統括マネジメント業務を行なう統括管理責任者は、施設整備業務を実施する「設計・建設期間」に1名、本施設の引渡後の「開業準備期間」を含む「維持管理・運営期間」に1名をそれぞれ配置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	13	2	3	(1)			設計・建設・開業準備期間における統括マネジメント業務	「統括管理責任者は、設計・建設・開業準備期間に次の提出書類を設計企業、工事監理企業及び建設企業と連携して作成し」とありますが、前記質問5が「正」の場合、ここに開館準備業務も含まれると考えます。また、前記質問5の回答が「否」の場合、開館準備業務に関する統括マネジメント業務は存在せず、従って書類の提出等も必要ない、という理解でよろしいでしょうか。	開館準備業務に関する提出書類についても、設計・建設・開業準備期間に提出してください。
30	14	2	3	(1)	—	—	要求水準書 要求水準確認報告書欄	要求水準確認報告書欄の提出時期において、建設工事着手前が含まれていますが、建設工事に関しては、要求水準確認計画書を建設工事着手前に提出し、要求水準確認報告書を建設工事完了時に提出するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	15	2	3	(3)			総務・経理業務	総務・経理業務における統括管理責任者は維持管理・運営期間における統括マネジメント業務における統括管理責任者と同一の者との認識で宜しいでしょうか。	兼務することは可能ですが、必ずしも同一の者である必要はありません。
32	17	3	2	(2)	①	—	要求水準書 ①図書館	①図書館におきましては、蔵書数(一般開架、児童開架、閉架、雑誌・新聞等)に関しては、「資料8必要諸室・面積等」にてご提示いただけるものと考えてよろしいでしょうか。可能であれば、募集要項公表前にご提示いただくことは可能でしょうか。	募集要項等公表時に示します。
33	17	3	2	(2)			機能構成・規模	想定されている面積において3,700㎡以上との事ですが、都市計画制限等の法令を守る事は前提となりますが、大きめの施設を提案する事は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	章	1	(1)	①	ア	項目・添付資料名等	質問内容	回答
34	17	3	2	(2)			機能構成・規模	「面積(目安)3,700㎡以上」とありますが、民間収益施設含めは容積率の範囲であれば制限はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	17	3	2	(2)			施設構成・規模 ①図書館	「サービスカウンター、レファレンスカウンター」とありますが、カウンターの数および機能は、事業者の提案としていただけますでしょうか。	ご提案ください。
36	17	3	2	(2)			施設構成・規模 ③市民活動スペース	「音楽スタジオ・ダンススタジオ」とありますが、スタジオの用途は事業者の提案としていただけますでしょうか。	音楽スタジオ・ダンススタジオとして使用できる施設の整備を求めます。
37	18	3	2	(2)	⑧	—	要求水準書 ⑧駐車場・駐輪場、 外構	利用者用駐車場(優先駐車場を含む)・職員用駐車場の駐車台数は目安として110台以上とありますが、110台の内、職員用駐車台数並びに優先駐車場の台数をお教えください。	応募者のご提案によります。
38	18	3	2	(2)	⑧	—	要求水準書 ⑧駐車場・駐輪場、 外構	利用者用駐輪場は何台程度を想定されていますでしょうか。また、バイクの駐車は想定しますでしょうか。	必要と考えられる台数をご提案ください。
39	18	3	2	(2)			機能構成・規模	想定されている駐車台数110台以上の駐車台数を確保していれば、駐車方法(例えば立体駐車等)を提案する事は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	19	3	2	(3)	⑤		周辺への配慮	「近隣への日照障害を発生させない規模・配置とする。」とありますが、建築基準法に準じることと解釈してよろしいでしょうか。	基準法等を遵守するとともに、その他必要と考えられる配慮を求めます。
41	19	3	2	(3)	⑤		周辺への配慮	「近隣へのビル風を発生させないように形状・配置とする」とありますが、日常生活に影響のない範囲と考えればよろしいでしょうか。またその場合の具体的な基準等がありましたらお示しいただけないでしょうか。	具体的な基準はありません。必要と考えられる配慮を求めます。
42	19			(3)	⑤		周辺への配慮	本計画を進めるにあたり、市の方で近隣説明は済んでおりますか。また、近隣から工事日、工事時間などの要望がありましたでしょうか。	前段については、事業に関しては市広報紙及びホームページ上で公表・周知を図っています。 後段については、現時点で工事日等に関する具体的な要望はありません。

No	頁	章	1	(1)	①	ア	項目・添付資料名等	質問内容	回答
43	20	3	2	(4)	①		必要諸室等	(仮称)郷土資料館につきまして、「展示・収蔵が可能なスペースを確保すること」とありますが、現状の展示スペースと展示方法、収蔵スペースと収蔵方法につきまして、具体的にお示し頂けますでしょうか。また本施設での展示方法・収蔵方法につきまして、基本的な考え方をご教示いただけませんかでしょうか。	可能な範囲で、募集要項等公表時に示します。
44	21	3	1	(5)	③		施設(建物)内部仕上げ	多目的室・ダンススタジオ・音楽スタジオ・郷土資料館・企画展示スペースの間仕切りについて、可動間仕切りとすることが求められていますが、これら諸室を1室の大広間として使用することを想定し、可動間仕切りとすることをお求めになられたのか、ご教示頂けないでしょうか。	全てを1室の大空間とすることは求めていません。基本的な考え方は募集要項等公表時に示します。
45	21	3	2	6	①		各種インフラ引込負担金	各種インフラの引き込み等に関して発生する負担金等は、市が直接支払うという整理で宜しいでしょうか。	既存のインフラが存在することから、新たな引き込み費用は発生しないものと想定しています。発生する場合は事業者負担とします。
46	22	3	1	(6)	②	イ	電灯設備	常設展示スペース・企画展示スペースに使用する照明器具について、「本施設の展示プログラムにふさわしい性能を持つ器具」とございます。具体的な「本施設の展示プログラム」をご教示頂けないでしょうか。	応募者のご提案によります。
47	26	3	3	(2)	①		事前調査業務	「事業契約締結後、必要に応じて速やかに・・地盤調査・・を行なうこと」とありますが、市が2019年度から実施する既存建物解体工事の終了後に実施できるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解の通りです。スケジュールに関しては、募集要項等公表時に示します。
48	27	3	3	2	④		補助金	国交省社会資本整備総合交付金以外に検討されている補助金をご教示いただけませんかでしょうか。	現時点で、社会資本整備総合交付金以外の交付金等は予定していません。
49	27	3	3	(2)	④	一	要求水準書 国庫交付金申請等	「市が上記以外の交付金又は補助金の申請を行う場合」とありますが、どのような交付金または補助金を想定されていますでしょうか。またその申請資料の作成補助業務はどのような内容のものになりますでしょうか。	現時点では、ほかの交付金又は補助金の申請は想定していませんが、事業認定に要する資料の作成を想定しています。
50	27	3	3	(2)	④		国庫交付金申請等	「本施設のうち社会資本整備総合交付金の交付が見込まれる部分の施設面積及び施設整備費の積算」とありますが、交付金が見込まれる部分の施設整備費の積算とは、本施設全体面積と交付金が見込まれる部分の施設面積の按分により、施設整備費を算出するとの理解でよろしいでしょうか。また交付金が見込まれる部分とは、具体的には、本施設のどの部分と想定しておけばよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、民間収益施設以外の部分になります。詳しくは国土交通省ホームページ掲載の「社会資本整備総合交付金交付申請等要領」別表第1をご覧ください。

No	頁	章	1	(1)	①	ア	項目・添付資料名等	質問内容	回答
51	27	3	3	(2)	④		国庫交付金申請等	「国土交通省社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)の交付を受ける予定」とありますが、申請手続きのスケジュールと本事業の設計・建設スケジュールとの関係(どのタイミング(申請前・申請後・完了検査など)でどのような資料や対応が必要か)をご教示いただけませんかでしょうか。	交付金申請手続きについては、予算要望が前年度の12月頃、予算内示が前年度の3月頃、交付申請・交付決定が4月以降となります。計画書は国土交通省都市局ホームページ掲載の「都市再生整備計画事業評価の手引き」(平成29年3月策定)記載の様式に従って作成します。
52	28	3	4	(2)	①	ア	建設業務	「本事業とは別途に市が発注する工事等の関係者」とありますが、既存施設の解体工事以外に、本事業に関連して、市が別途発注する予定の工事等がございましたら、具体的にお示しいただけませんかでしょうか。	解体工事以外に別途発注する工事の予定はありません。
53	28	3	4	(2)	①	ウ	環境対策	「周辺地域に万一……自らの責において対応する」とありますが、事業者が善管注意義務を果たしてもなお防ぐことのできない事由による悪影響については、貴市がご負担されるとの理解でよろしいでしょうか。	帰責事由により協議する可能性があります。
54	28	3	4	(2)	①	エ	既存施設等の保護	「隣接する物件、道路、……自らの責において対応する」とありますが、事業者が善管注意義務を果たしてもなお防ぐことのできない事由による損傷については、貴市がご負担されるとの理解でよろしいでしょうか。	帰責事由により協議する可能性があります。
55	28	3	4	(2)	③		近隣対応・対策	「工事中は近隣その他からの苦情が、……工事工程に支障をきたさないように対応する。」とありますが、事業者が善管注意義務を果たしてもなお防ぐことのできない事由による苦情に起因する工程遅延については、協議事項としていただけませんかでしょうか。	帰責事由により協議する可能性があります。
56	29	3	4	(2)	③		近隣対応・対策	本事業の実施そのものに対する苦情等については、市が窓口としてご対応頂けるケースもある、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	29	3	4	(2)	④		所有権設定に係る業務	PFI事業のBTO方式において、事業者は施設の原始取得者にはならないかと存じますので、ここでいう「所有権移転」は、市の表題登記と同意であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	29	3	4	(2)	⑤		必要な関連業務	「設計業務を実施する上で……」とありますが、「建設・工事監理業務を実施する上で……」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
59	30	4	2	(1)			市民協働体制の構築に関する業務	「市民、本市、事業者が参加する本施設の運営に係る協議体」の設置時期についてご教示ください。	施設の供用開始前に実施することとしますが、詳細な時期は応募者のご提案によります。
60	30	4	2	(2)			内覧会	「行政・事業関係者を対象とした内覧会及び市民を対象とした内覧会」とありますが、どの程度の参加人数を想定して費用を想定すればよろしいでしょうか。	行政・事業関係者については、100人程度を想定ください。市民対象についてはご提案ください。

No	頁	章	1	(1)	①	ア	項目・添付資料名等	質問内容	回答
61	31	4	2	(4)			什器・備品等	事業者が調達、設置する什器・備品のリストは、6月下旬に予定されている募集要項公表時にお示しいただくこととされておりますが、施設整備計画やコストなどの把握のため、早期にお示しいただけませんでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
62	31	4	2	(4)			資料12	記載されています資料12以降の資料は、何時公表されますかをご教示ください。	募集要項等公表時に示します。
63	32	4	2	(5)			システムの構築業務	「新たに整備する図書館カードは既存の図書館カードと互換性を持たせ」とありますが、新たな図書館カードが既存の図書館カードと同等の機能を持てば、既存の図書館カードを全て新たな図書館カードに交換してよい、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	32	4	2	(6)			図書等資料の選定・購入、移設、装備、配架等業務	現在、貴市にて採用されていますMARC、基幹システム、発注システム、ICタグがありますようでしたら、ご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・マーク TRCマーク ・基幹システム 富士通WebiLis V3 ・発注システム Tool i ・ICタグ 現在は使用していません。
65	32	4	2	(6)			図書等資料の選定・購入、移設、装備、配架等業務	「基本的には現図書館から資料(図書資料、新聞・雑誌、視聴覚資料)を選別及び運搬」とありますが、移管する資料の選別は市が行うと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	32	4	2	(7)			デジタル化資料作成・展示準備業務	「市の指定する図書館収蔵資料及び郷土資料館内外の収蔵資料をデジタルアーカイブ化」とありますが、市の指定を踏まえ、実際にデジタルアーカイブ化する資料は事業者との協議により決定する、という理解でよろしいでしょうか。	基本的な考え方については募集要項等公表時に示します。
67	33	5	1	(1)	⑦		各種申請等業務	各種申請等業務について、具体的な内容をご教示いただけませんかでしょうか。	関係法令に基づくものを想定しています。
68	33	5	1	(2)			大規模な修繕	「事業期間終了後3年間は大規模な修繕を必要としないように、…維持管理を行うもの」とありますが、本施設の引渡しから約18年間の大規模修繕も見込んで修繕費用を積算するものとの理解でよろしいでしょうか。 維持管理期間が15年を超える期間につきましては、前提条件が変わることにより、事業期間終了までの修繕費用の想定が大きく変わる可能性があります。 修繕に関する前提条件につきましては、できるだけ明確な記載にしていただけませんでしょうか。	大規模修繕は事業には含まない形でご提案ください。

No	頁	章	1	(1)	①	ア	項目・添付資料名等	質問内容	回答
69	34	5	1	(6)			光熱水費	「本施設の維持管理・運営に係る光熱水費(電気・水道・ガス等)は、事業者が供給者と契約するものとする」とありますが、市が所有される本施設において、事業者が各供給者と直接契約することについて、市側で各供給者の了解を得ていただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	38	5	4	(3)			什器備品等の修繕・更新(補充)業務	「什器備品等の消耗品の交換を行う。」とありますが、具体的な消耗品の種類についてご教示いただけませんか。	募集要項公表時に一定程度示します。その他は応募者の提案によります。
71	40	5	5	(5)			外構の除雪作業	「本市が主体となって実施する除雪作業」とありますが、これは本事業の対象となる施設で行われる除雪作業、という理解でよろしいでしょうか。	本事業の対象施設で行われる事業者による除雪が困難となる程度の豪雪時における除雪作業を想定しています。
72	40	5	5	(5)			外構の除雪作業	「本市が主体となって実施する除雪作業にも適宜協力すること。」とありますが、具体的な業務の内容をご教示いただけませんか。	No.71をご参照ください。
73	40	5	6	(2)	⑤		ごみ処理	「ごみを収集し適切に搬出処分する」とありますが、事業者は、敷地内に本施設所定のごみ集積所を設置し、市の指定する分別方法により集積所へ搬出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	41	5	7	(1)			保安警備業務	警備業務は、センター監視を含め365日24時間対応とされておりますが、有人警備の時間帯は事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	43	6	1	(3)	②		人材に求める資質・条件等	表中の「能力」「経験」「十分な実績」「十分な経験」等の基準は、募集要項等において示されるのでしょうか？	個別の要件を定める予定はありません。本事業の主旨に鑑みてご提案ください。
76	43	6	1	(3)			利用時間	託児サービスについては、再委託可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	44	6	1	(3)	②		(仮称)郷土資料館運営業務の責任者及びスタッフ	常勤の定義として多くの労働者の勤務体系である8時間労働との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	44	6	2	(1)	①		情報基盤の整備	「小千谷市の文化・歴史に関する問合せやレファレンス対応、レファレンス回答のデータベース化等を行うこと」とありますが、データベース化の作業は現状も行われているのか、行われていればどういった程度のものかをご教示ください。	レファレンス回答のデータベース化は現在行っていません。データベース化の内容については事業者提案によります。

No	頁	章	1	(1)	①	ア	項目・添付資料名等	質問内容	回答
79	45	6	2	(1)	④		関連機関との連携	「図書館協議会及び各種委員会」の現状の構成員数、実施頻度、委員への謝金・費用弁済の額についてご教示ください。	図書館協議会は委員7名(学校社会教育関係者2名、家庭教育関係者3名、学識経験者2名)により、年2回(6月、3月)開催しています。委員には報酬(一人5,000円/回)と費用弁償(交通費)を支給しています。その他、必要に応じて新潟県立図書館との連携会議への出席等があります。その際も報酬及び費用弁償を支給しています。
80	45	6	2	(1)	④		関連機関との連携	「学校行事」の現状の実施頻度及び内容についてご教示ください。	平成29年度実績で、職場体験は市内中学校6校8名/延べ17日間、小学生の施設見学は10回/年実施しました。インターンシップは実績がありません。
81	45	6	2	(1)	④		関連機関との連携	「市外公共図書館・大学図書館及び国・県・他市町との連携支援」の現状の実施頻度及び内容についてご教示ください。	平成29年度実績で、相互貸借は定住自立圏内2市1町との図書館が452件、大学図書館が13件。横断検索では県立図書館の横断検索システム、国立国会図書館横断検索システム、CiNiiを活用。共催事業等としては県内魚沼市立図書館と「絵本作家による絵本ライブ」を実施、新潟県立図書館からの訪問相談・団体貸出・遠隔地返却サービス・職員向け研修会等の連携を行っています。
82	45	6	2	(1)	④		関連機関との連携	「市内の学校図書館との連携・支援」の現状の実施頻度及び内容についてご教示ください。	平成29年度の実績は下記のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校お話し会 小学校2校、学童保育所2ヶ所 ・中学校職場体験学習受入れ 6校8名/延べ17日間 ・学年・学級図書館訪問(おはなし会、貸出、職場見学等) 11回 ・学校ミニ移動図書館(小学校に出かけて、直接本の貸出を行う) 1校5回 ・出前講座(西脇順三郎を偲ぶ) 小学校1校、中学校2校 ・市内小・中学校図書館担当者会議を年1回(6月頃)実施。
83	45	6	2	(1)	④		関連機関との連携	「市内の保育園等の連携・支援」の現状の実施頻度及び内容についてご教示ください。	平成29年度実績で、よみかたりグループによる夏休み移動図書館(読み語り、大型紙芝居、エプロンシアター、本の貸出など)を市内8ヶ所で実施しました。
84	45	6	2	(1)	④		関連機関との連携	「当市内にある地区公民館等図書室の資料調達や配本」の現状の冊数及び配本頻度、配本ルートをご教示ください。	平成29年度実績で、市内6ヶ所にある地区公民館等図書室の蔵書冊数は、勤労青少年ホーム:3,000冊、片貝総合センター:500冊、真人ふれあい交流館:250冊、岩沢住民センター:250冊、川井住民センター:300冊、東山住民センター:200冊。各施設とも年1~2回の入替を実施。1回あたり半数以上の入替を行っています。配本ルートはありません。

No	頁	章	1	(1)	①	ア	項目・添付資料名等	質問内容	回答
85	45	6	2	(1)	④		関連機関との連携	「当市内にある地区公民館等図書室の資料調達や配本を行うこと」とありますが、地区公民館等図書室のICタグや機器を含めたICシステム構築は想定されておりますでしょうか。	現在のところ想定しておりません。
86	45	6	2	(1)	④		関連機関との連携	「当市内にある地区公民館等図書室の資料調達や配本」は、本の配送のみを行い、図書室内の配架等は公民館等職員が行うという理解でよろしいでしょうか。	貸出図書の選書、配送、配架について事業者が行うことを想定しております。
87	45	6	2	(2)	①		市民協働に関する業務	「本施設の運営に係る協議体」に参加する市民の募集は、市が行うという理解でよろしいでしょうか。	ご提案により、協議する予定です。
88	46	6	2	(3)	①		奉仕的業務	「新規利用者に対する利用登録及び図書カードの発行」とありますが、利用登録の対象者は現在と同等と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	46	6	2	(3)	①		奉仕的業務	コピーサービスによる収入は、事業者に帰属するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	46	6	2	(3)	①		奉仕的業務	「著作権法の範囲内でのコピーサービス」とありますが、著作権を順守したうえで雑誌最新号のコピー禁止などの運用細則は市と協議のうえ事業者が定めるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	46	6	2	(3)	①		奉仕的業務	「パソコン及びモバイル端末の貸出サービスを行う」とありますが、タブレット型PCであれば、この要求水準は満たすという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	47	6	2	(4)	①		資料の収集・保存	郷土資料館の資料収集・保存における方針は図書館同様に募集要項公表時に示されると考えてよろしいでしょうか。	可能な範囲で、募集要項等公表時に示します。
93	48	6	2	(3)	③		要求水準書 屋外広場運営	「災害時は緊急的な避難場所として使用・・・」とありますが、避難場所として貴市が定めている、或いは想定する装備等がありましたら、お教えてください。	災害の危険から命を守るために緊急的に避難する「指定緊急避難場所」を想定しています。避難できるスペースがあれば、装備等は必要ありません。
94	48	6	2	(5)	③		屋外広場運営	事業者が屋外広場でイベントを開催する際、事業者のイベント収入の有無に関わらず施設利用料は徴収されないとの理解でよろしいでしょうか。	屋外広場におけるイベントの取り扱いについては、ご質問を踏まえ検討し、募集要項等公表時に示します。
95	48	6	2	(5)	④		自転車の不法投棄	「自転車の不法投棄に対して適切に対処すること」とありますが、撤去・処分は市のご指示により事業者が行ない、その撤去・処分費用は市にご負担いただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	市の施設に持ち込むことで処分費用は無料となります。それ以外の費用は事業者負担となります。

No	頁	章	1	(1)	①	ア	項目・添付資料名等	質問内容	回答
96	49	6	2	(6)			「小千谷市立図書館」石碑	「小千谷図書館」石碑について、展示等の活用を図ること」とありますが、石碑は本施設に移設するものと想定すればよろしいでしょうか。また移設の費用につきましては、貴市のご負担との理解でよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
97	49	6	2	(6)			現小千谷市立図書館玄関前石碑の活用	石碑の移設に係る経費は、市の負担という理解でよろしいでしょうか。	No.96をご参照ください
98	49	6	2	(6)			旧小千谷総合病院の歴史等	「旧小千谷総合病院の歴史等について後世に伝える工夫を行うこと」とありますが、旧小千谷総合病院の歴史的な資料につきましては、どのように確認すればよろしいでしょうか。	旧小千谷総合病院が立地していたことを示す程度を想定しており、詳細な資料は不要と考えています。
99	50	7	1				業務範囲	「上記以外の販売等業務その他、事業者が自主的に実施する民間収益事業は、任意(提案)の独立採算業務とする。詳細については、事業者の提案とする。」とありますが、業種、用途、規模等の基本的条件がございましたらお示しいただけないでしょうか。	基本的な考え方については、募集要項等公表時に示します。
100	50	7	1				民間収益事業に関する業務	カフェスペースは、自動販売機の設置のみとし、人が常駐しない形とすることも可能でしょうか。	可能です。
101	50	7	3				留意事項	カフェテリアの運営に係る施設使用料をご教示頂けないでしょうか。	カフェの運営に係る施設使用料については、小千谷市行政財産の目的外使用条例及び小千谷市行政財産の目的外使用条例施行規則に基づいて定めるものとします。
102	50	7	3				留意事項	この項は、カフェスペース整備・運営業務(カフェスペースとは別途に設置する自動販売機を含む)のみに適用されると考えてよろしいでしょうか。	本項目は、カフェスペース整備・運営業務(カフェスペースとは別途に設置する自動販売機を含む)以外の、販売等業務その他、事業者が自主的に実施する民間収益事業についても適用されます。
103	50	7	3				留意事項	カフェスペースの施設使用料(金額)についてご教示いただけませんか。	No.101の回答をご参照ください。
104							資料3	資料3に示された測量図のみでは、資料2に示された市所有地(青色)を全て網羅していないようですが(特に敷地南西部が不明)、資料の貸与をお願いいたします。	募集要項等公表時に示します。
105							資料3	同様に資料2に示されています取得予定地の測量図等関連資料の貸与をお願いいたします。	現時点で貸与可能な測量図等関連資料はありません。

No	頁	章	1	(1)	①	ア	項目・添付資料名等	質問内容	回答
106							資料3	図面番号16-009-1G図に示された475-4番地、及び図面番号16-009-1E図に示された387番地、475-4番地は当該敷地に該当しないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、敷地に該当しません。訂正します。
107							資料3	図面番号16-009-1I図の517-3番地内にエレベーター並びに車庫が以前存在した形跡が見受けられますが、当該構造物の地下残置物の有無等状況をお教えてください。	地下残置物はありません。
108							資料3	市道 二荒坂線の道路幅員は3.7mですが、図面番号16-009-2K図によると、幅員が3.7mありません。図面番号16-009-2K図を正として宜しいでしょうか。	当該図を優先してご判断ください。
109							資料5	既存建物の解体工事は貴市が実施するものと考えてよろしいでしょうか。また、解体工事の実施スケジュールをご提示いただけますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については募集要項等公表時に示します。
110							資料5	既存建物の解体工事に際しては、杭も撤去と考えてよろしいでしょうか。また、杭を撤去する場合、その埋め戻しの工法はどのようなものをお考えでしょうか。	ご理解のとおりです。杭は本館棟に21本、新検査棟に6本の計27本打設されています。概要及び工法は杭径φ1.6～2.0m、長さ3.7m、場所打ちコンクリート杭の深礎工法で築造、杭解体に際しては杭径・杭長等を考慮すると、杭周辺の掘削を行いながら解体を行うと考えられ、総掘りに近い状態になると想定されます。したがって、他の基礎解体部分と同様に山砂での埋戻しにて計画しています。
111							資料5	北側道路の歩道上部にアーケードが設置されていますが、提案する計画に応じ、アーケードの設置場所の変更が必要となる場合は、貴市の負担での改修工事とすることは可能でしょうか。	応募者の提案を踏まえて、本事業の費用の範囲内で改修等を実施いただきます。
112							資料5	既存建物に関するデータにおきまして、配置計画図に記されましたD-D'以外のA-A'、B-B'、C-C'、E-E'の断面図の貸与をお願いいたします。	募集要項等公表時に示します。
113							資料5	既存建物に関するデータにおきまして、D-D'断面図が示されており、地下構造物の残置状況を示されておりますが、残置する構造物に対する責任区分はどのようにお考えでしょうか。残置方法によりましては、躯体の空間に何らかの材料を充填するのか、空間のまま残置するのかにより、リスクの重要度が変わると思います。仮に空間のままの残置になりますと、地盤沈下、陥没等のリスクが生じます。また、残置物内には有害物質等は含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	残置構造物に対する責任は市と考えます。残置躯体については、法面保護の土留めとして残置することから、空間部は構造に影響のない床スラブ・地中梁・壁を解体し、埋土にて充填を行う計画としています。また、残置物内には有害物質等は含まれないものと考えて差し支えありません。

No	頁	章	1	(1)	①	ア	項目・添付資料名等	質問内容	回答
114							資料5	解体設計図面において、平面図に記載された断面位置と断面図の位置に齟齬があると思われます。断面図のC-C'とD-D'断面図は表記が逆と考えるとよろしいでしょうか。またA-A'、B-B'の断面位置を平面図にてお示しいただけますでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
115							資料5	整地図の凡例におきまして、玄関前で、改修後も舗装及び構築物を残す範囲が示されておりますが、平面図上で位置が不明確なのでご提示お願いいたします。合わせて、残す理由をお聞かせください。また、資料5に示されている以外に構造物、地下埋設物、土間等が残置されることはないと考えて宜しいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
116							資料5	整地図において、改修後の仕上がりレベルが記されていますが、土砂流出防止の対策工事がなされている状況と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。改修後の地盤勾配は最大で $\approx 13^\circ$ （1:4.2勾配）であり、土砂流出防止の対策工事は不要と考えます。
117							資料5	資料2に示されております取得予定地に関しても更地状態になっていると考えるとよろしいでしょうか。また、当該敷地の地下構造物等の残置物は無いものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、ないものと考えて頂いて問題ありません
118							資料5	消雪井戸は坂下井戸、並びに西口井戸ともに、継続しての利用が可能と考えるとよろしいでしょうか。また運用に関しては井戸の取水制限等がありますでしょうか。	坂下井戸の能力が低下している可能性があります。また、坂下駐車場以外の敷地において、事業者負担により追加で1本さく井が必要となります。取水制限はありません。
119							資料9	展示・収蔵文化財一覧におきまして、大きさ、寸法並びに保管方法等に関し、記載されていない項目があります。可能な範囲でお教え頂けますでしょうか。	示すことが可能な項目については、募集要項等公表時に示します。